

民生委員・児童委員の
ひろば



支えあう 住みよい社会 地域から

特集

新春のごあいさつ

得能 金市 全国民生委員児童委員連合会 会長

上野 賢一郎 厚生労働大臣

黄川田 仁志 内閣府特命担当大臣(こども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画担当)

- 地域住民に寄り添う民生委員・児童委員のための苦情対応のポイント 第8回
ケース別対応策③～個人的なトラブルをもち込む住民～
- 情報室
「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」
が成立～安全で持続可能な制度をめざして～
- 全民児連NEWS
民生委員・児童委員限定!「民生委員制度創設110周年記念バッジ」販売開始!
- 人権について考える 第9回
高齢者の人権と民生委員・児童委員活動【自己決定権】





全国民生委員児童委員連合会 会長

得能 金市

日ごろより全民児連事業にご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
得能 金市

委員・児童委員の一斉改選が行われました。新たな任期を迎える全国の23万余の民生委員・児童委員の皆さん、心より感謝申します。また、この度、新たに仲間に加わられた方がたにおかれましては、心より歓迎の意を表します。民生委員・児童委員活動が、皆さまにとつてやりがいと喜びに

持続可能な地域社会と 民生委員・児童委員制度をめざして

謹

んで新年のご挨拶を申します。



黄川田 仁志 内閣府特命担当大臣

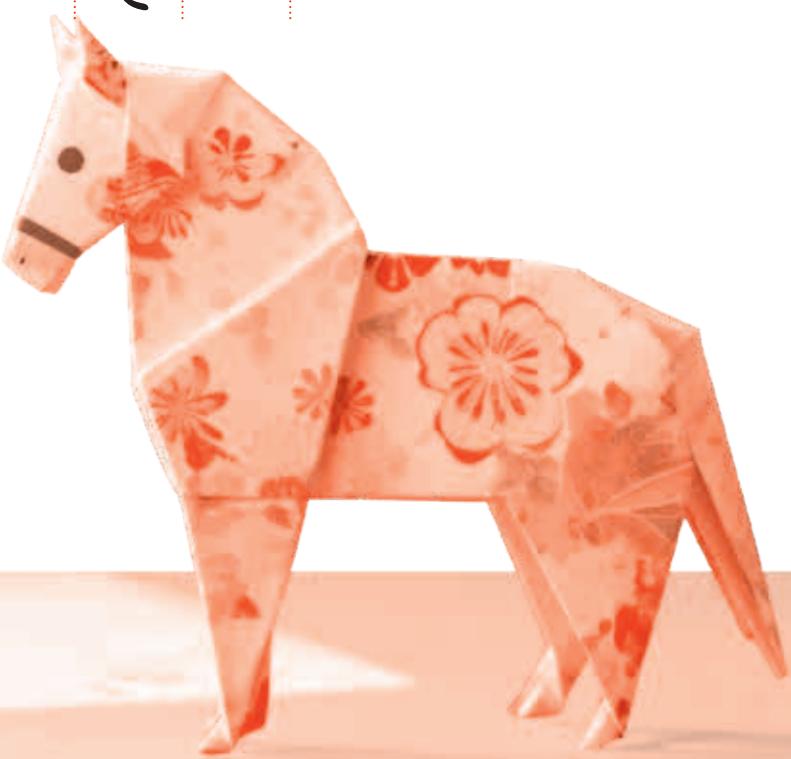
（子ども政策・少子化対策・若者活躍・男女共同参画担当）

からのメッセージをお届けします。

得能 金市 全国民生委員児童委員連合会 会長

上野 賢一郎 厚生労働大臣

皆さまへ新春のごあいさつとして



2026

午

あふれ、実り豊かなものとなりますことを祈念いたします。

私たちは、長きにわたり、住民に最も身近なところで、住民の立場に立った活動を続けてまいりました。大正6年（1917年）に創設された済世顧問制度、翌年の方面委員制度に遡る100年を超える長い歴史をもつこの制度は、間もなく110周年という節目を迎えます。本制度に基づいた活動は、子どもから高齢者まですべての世代を対象としており、国がすすめている全世代型社会保障の理念を先取りした活動であるといえます。

活動・多様化しており、なかには既存の制度だけでは解決が困難な生活課題や福祉課題が発生しています。また、高齢者の割合がピークを迎える「2040年問題」が示すとおり、超高齢社会の影響は大きく、国においては福祉分野を超えた連携や地域との協働がすすみ、包摂的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現に向けた審議が行われ、その内容をふまえて社会福祉法の見直しが行われる動きがあります。

このような時代にあって、地域住民の身近な相談相手であり、家庭全体の関わりを可能とする民生委員・児童委員の活動への期待とニーズは、ますます高まっています。とくに、子どもの問題（児童虐待、不登校など）への対応や、「孤独・孤立対策推進法」の施行に伴う「見守り役」としての役割など、その責務は広範にわたります。

民生委員・児童委員の活動の

制度の持続可能性と活動環境の整備

活動への期待が高まる一方、「なりて確保」の問題は制度存続に関する大きな課題であり続けています。近年、一斉改選のたびに新任委員の割合が高くなる地域も見られます。

この課題を解決するためには、活動環境の整備が急務です。全民児連としては、委員一人ひとりが誇りとやりがいをもつて活動を続けられるよう、厚生労働省、こども家庭庁等と引き続き連携し、各自治体における推薦方法や仕組みの見直し、負担軽減を含めた活動環境の改善に尽力してまいります。また、民生委員・児童委員活動の重要性、その魅力とやりがいについても、継続して発信してまいります。

結び

本年も、全国の民生委員・児童委員の皆さまと心をひとつにし、来る民生委員制度創設110周年に向けて、新たな時代の民生委員・児童委員の役割と機能を発揮し、人と人とのつながりが生まれる地域共生社会づくりに邁進していく所存です。

皆さまのますますのご健勝とご多幸を心よりお祈り申しあげ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

複雑化する地域課題への対応

現代において、地域社会を取り巻く状況はめまぐるしく変化しています。地域生活を送るうえで、個人や世帯が抱える課題は複雑

要諦は、民生委員信条にある「隣人愛」です。私たちは、つねに住民の立場に立ち、「活動の3原則」のひとつである「住民性」の重要性を胸に、地域の一員として活動する姿勢に変わりはありません。

新春のごあいさつ



厚生労働大臣

上野 賢一郎



を申し上げますとともに、新たに委員に就任された皆様、引き続き重責を担つていただきます。皆様には、地域福祉の要としてご活躍されることを期待しております。

我が国では、高齢化や人口減少、単身世帯の増加等が進み、地域・家庭・職場といった、人々のつながりや支え合いの基盤が弱まっています。

こうした中で、厚生労働省においても、地域共生社会の実現に向けて、誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を全市町村において進めるための制度改正や、身寄りのない高齢者等への支援策について、現在、具体的な検討を進めております。

結びになりますが、委員の皆様の今後益々のご活躍を心から祈念いたしまして、新春のご挨拶とさせていただきます。

併せて、同じ地域に住む人々の「よき隣人」として、行政機関等との連携を図りつつ、地域住民の立場に立つた相談・支援活動にご尽力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

りの中核を担つていただくことを期待しております。

謹

んで新年のお慶びを申し上げます。

民生委員・児童委員の皆様方は、日頃から住民の立場に立つた相談・支援活動を通じて、地域福祉の推進にご尽力いただいていることに、厚く御礼申し上げます。

力と支え合いの大切さが改めて問われる一年となりました。このような厳しい状況の中には、地域の皆さまが互いに寄り添い、温かな支援と励ましを日々届けてくださっていることに、改めて心より感謝申し上げます。

あつても、地域の皆さまが互いに寄り添い、温かな支援と励ましを日々届けてくださっていることに、改めて心より感謝申し上げます。

こうした中で、厚生労働省においても、地域共生社会の実現に向けて、誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を全市町

2025年は、全国的に記録的な猛暑や豪雨など、自然災害が相次ぎ、私たちの暮らしに大きな影響を与えました。特に、台風15号による被害は大きく、地域の防災

さて、昨年12月には、民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、私は、委員の皆様に委嘱させていただきました。今回委員を退任された皆様には、これまでの献身的な活動に対しまして心より感謝

地域共生社会は、それぞれの地域の日常の暮らしの中で生まれるものであり、その実現には、地域とともに歩んでこられた民生委員・児童委員の皆様方の日々の活動は欠くことができません。

これからも引き続き、地域づく

新春のごあいさつ



内閣府特命担当大臣

（こども政策・少子化対策・
若者活躍・男女共同参画担当）

黄川田 仁志



たに委員に就任された皆様、引き続きご尽力いただく皆様には、改めて地域福祉の要としてご活躍されることを期待しております。

謹

んで新年のお喜びを申し上げます。

日頃から民生委員・児童委員の皆様には、地域の見守り、こどもや子育て家庭への温かいお声がけ、市町村や学校をはじめとする関係機関と連携した援助活動等、様々な活動にご尽力いただいておりますこと、心より御礼申し上げます。

昨年12月には、民生委員・児童委員の一斉改選が行われました。退任された委員皆様のこれまでの献身的な活動に対し、心より感謝と御礼を申し上げます。また、新

見舞われた一年でした。そうした厳しい状況の中でも、地域の最前線で人々に寄り添い続けてくださった皆様の存在は、制度では届かない心の隙間を埋め、地域の安心と希望を支えるかけがえのない力となりました。その献身と優しさに心からの敬意と感謝を申し上げます。

近年、こどもの性被害が増加しております。教員や保育士によるわいせつ行為、SNSを通じた性的搾取など、社会に大きな衝撃を与える事例が続いています。

こうした中、令和6年6月に「こども性暴力防止法」が成立・公布されました。この法律は、教育・保育施設等に對して、性暴力の未然防止や相談体制の整備などを義務づけるものであり、本年12月25日の施行に向けて、全国の現場で準備が進められています。

この法律の施行により、こどもたちが安心して過ごせる環境が整備されることが期待されます。保護者にとつても、こどもを預ける場の安全性が高まることで、信頼が生まれ、何よりも大切です。こどもたちの尊厳と安全を守るために、民生委員・児童委員の皆さまの存在が、何よりも大切です。こどもたちの尊厳と安全を守るために日々尽力されている皆様には、さらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

昨年は、トカラ列島近海地震、8月の熊本県における記録的豪雨などの自然災害、物価高騰による経済的な不安など、多くの困難に

結びになりますが、委員皆様の今後益々のご活躍を心から祈念いたしまして、新春のご挨拶とさせていただきます。

第8回

地域住民に寄り添う 民生委員・児童委員のための 苦情対応のポイント

適切な対応で
活動の負担を軽減しよう

個人的なトラブルをもち込む住民 ケース別対応策③

TCBTカウンセリングオフィス 新明 一星氏

1. 近隣トラブル・家族問題に 関する訴え

「周囲の人から不当な扱いを受けた」、「攻撃された」と受け取りやすい方がいます。そのような方は、家族や近隣住民が一方的に攻撃していると訴えてくる場合があります。しかし、実際には対話が全くなかつたり、またはその方自身も周囲の人に対して受け入れ難い言動をしている場合があります。その際、支援者も心穏やかに関わるにくくなるかと思いますが、直接的に「相手に落ち度はない」「あなたの言い方に問題がある」などと伝えると、支援者が攻撃対象となる可能性があるため注意が必要です。

2. 支援の目標は 感情を落ち着かせること

人は感情的になると、客観的に物事を見ることができません。すぐに感情的になつてしまふ人はなおさらです。そのため、支援の入り口は、相談者の感情を少しでも落ち着かせることがあります。まずは「何に怒りや不安を感じているのか」を聞き、「辛い思いをされたのですね」と共感を示すことです。

感情が落ち着いてきたら、客観的な情報（実際に起きた出来事、状況）を聞くようにしましょう。通常、感情的な人は、自分の主觀を多く話します。すぐに主觀の話に戻ってしまうかもしれません、「その時、あなた

は何を見たの?」、「その人が言つた実際の言葉は?」と客観的な情報を優しく聞くようにしてください。支援者も、「相談者が思い込んでいる」、あるいは、「すぐに、「気の毒だ」、「解決策を提供しよう」と性急な決めつけ、思いこみを避け、注意深く慎重に理解する姿勢を保つことが重要です。

3. トラブルを繰り返す相談者

関係の衝突や、フレームを繰り返している方は、不満や批判が「人との関わりをもつ手段」になつている場合があります。長年の孤立や対立、精神疾患がそれを助長している可能性もあります。人は基本的に、感情を抱え、孤独でいることに苦痛を感じます。そのため、何かを訴えることが対話の手段になつているかもしれません。それが長年の生き方のクセであれば、急にやめることは困難です。したがって、自分の言動が他人の目にどう映るか、周囲の敵意や沈黙は不安や動搖であることに、ほんの少しでも相談者が目が向ければ、大きな進歩と考えることができます。

4. 役割を超えた相談への線引き

が限界を超えると燃え尽きやストレスを招き、結果的に支援関係を悪化させてしまいます。多くの支援現場では、人材不足や相談件数の多さから、支援の範囲が拡大する傾向にあります。役割の範囲を超える相談には、専門機関の紹介や情報提供で対応し、それ以上は話を聞くことに留めるのが現実的です。話を聞くだけであっても、相談者に「不満や葛藤を共有できる場」を提供することは、重要な支援です。先に述べたように、今、多くの支援現場ではゆつくりと話を聞ける人材やゆとりが不足しているからです。大切なのは、役割の範囲内で「今できる最大限のことを提供する」種をまく」姿勢です。時間が経つてから成果につながる場合もあります。暴力、自殺企図などは、医療機関、警察と連携し、一個人で抱え込まないようになります。



「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が成立

～安全で持続可能な制度をめざして～

1. 経緯

令和7（2025）年12月3日「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が参議院本会議において全会一致で可決、成立しました。

法務省では、令和5（2023）年度に「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を設置し保護司の適任者確保や活動環境の改善、保護司の安全確保のためのさまざまな運用上の取り組みに向けた検討を行い、令和6（2024）年10月に報告書として取りまとめました。

保護司制度は民生委員・児童委員制度と同様、行政に委嘱されるボランティアであり、なりて不足解消に向けて参考となる動向として法改正のポイントを紹介します。

2. 保護司の概要と法改正のねらい

保護司は、法務大臣から委嘱を受けて、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。け、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。令和7年1月現在、全国で約4万6000人が保護司として活動しています。

令和7年1月現在、保護司の平均年齢は約65歳で全体の8割を60歳以上が占め、高齢化がすすみ、担い手不足が問題となっていることから、保護司の活動環境の改善や安全確保などが今回の法改正の主なねらいです。

3. 主な改正内容

① 人材確保と資質に関する見直し

① 任期の延長

現行の2年から3年に延長。

② 委嘱条件の明確化

委嘱条件「人格及び行動について、社会的信望を有すること」を「人格識見が高いこと」に改められました。

また、「職務の遂行に必要な熱意を有すること」と、「他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心

に職務を行なう意欲を有すること」に改められました。この改正内容は、保護司の連携意識を重視していることが示唆されています。

③ 多様性確保への配慮

保護司の委嘱にあたっては、多様性の確保に配慮しつつ行なうものとされました。

また、保護観察所の長は、広報活動を実施し、多様な人材確保に努める必要があるとされました。

また、労働者が保護司の職務のための休暇を取得したことなどを理由とする解雇その他の不利益な取り扱いが禁止されます。

事業主は、使用する者が保護司の職務を円滑に行なえるよう、休暇を取得しやすい環境の整備などに努めなければならないとされました。

また、労働者が保護司の職務のための休暇を取得したことなどを理由とする解雇その他の不利益な取り扱いが禁止されます。

全民児連 NEWS

「民生委員・児童委員限定！
110周年記念バッジ」
販売開始！

民生委員制度は令和9（2027）年に創設110周年を迎えます！

大きな節目を契機にした制度や活動のアピールに向けて、積極的なご活用をお願いします。



注文用紙
二次元コード

* 本会ホームページ「関係者専用ページ」からもダウンロード可

人権について 考える—第9回—

高齢者の人権と民生委員・児童委員活動 [自己決定権]

東京都人権啓発センター 人権研修講師 関口 修一 氏

1.自己決定権とは

自己決定権は憲法第13条の個人の尊重・幸福追求権が根拠とされています。（独法）経済産業研究所の研究*では、日本人の幸福感に影響を与えるのは健康、人間関係に次いで自己決定であり、所得、学歴より強いとのことです。

高齢期にも重要な自己決定の機会が多くあります。「退職か再雇用か」や「自動車免許の返納」「老後の住まい」「配偶者の介護」「子どもとの同居」「資産や墓の扱い」「終末期医療」をどうするかなどです。

自己決定のためには適切な情報が必要です。「資産・年金は足りるか」「高齢者施設は過ごしやすいか、看取りまで行うか」「親族の考え方」などです。人生最後の自己決定ともいえるACP（Advance Care Planning:人生会議）

は、手術や胃ろう・胃管、人工呼吸などを関係者と繰り返し話し合って決めるものです。重要なのは「いくつかの手段がある」「決定の変更はできる」「あえて決定しなくても良い」ことを理解していることです。

2.自己決定を支援する制度

認知症等で判断力が低下した場合には、成年後見制度があります。判断能力に応じ、補助人・保佐人・後見人が家庭裁判所で選任されます。「財産の管理」や「入院・入所などの身上監護」については本人の意思を尊重しながら代行しますが、「結婚・離婚等の一身専属事項」「身元保障」「手術等への医療同意」はできず、「死後事務」も一部に限られます。本人が意思表示困難な場合は、関係者が本人の意思を推定します。

また、判断能力がある時から公証人役場で後見人を決める任意後見制度もあります。

身元保障や死亡後の部屋の片づけ、遺体の埋葬などを生前に契約し請け負う業者がありますが、玉石混合です。国は身寄りのいない高齢者が社会福祉協議会やNPO等に安心して依頼できる制度を構築中です。

3.民生委員・児童委員の役割

高齢者の意思決定支援が必要と考えられる場面に出会った場合には、関係機関につなぎ、自己決定できるよう側面からエンパワーメント（本来の力が発揮できるようにする支援）するよう調整することが求められます。

*「幸福感と自己決定—日本における実証研究（独法）経済産業研究所」

民鏡
高橋 君枝
千葉県民生委員・児童委員協議会
元会長・本紙編集委員会
1月号
2026 January
令和8年1月1日発行
(毎月1回1月号) 第871号
●発行所／
全国社会福祉協議会
〒100-8980
東京都千代田区霞が関3-3-2
電話03-3581-6747
●発行人／池上 実
●編集人／平井 康元
●定 価／1部10円
(購読料は会費に含む)

ホームページをご活用ください

☆全民児連ホームページでは、民生委員・児童委員制度や活動に関わる参考資料等を掲載しています！



お知らせ

『ひろば』11月号および12月号民鏡に誤りがありましたので訂正し、お詫び申しあげます。

11月号 【誤】仙台市民生児童委員協議会

【正】仙台市民生委員・児童委員協議会

12月号 【誤】群馬県民生児童委員協議会

【正】群馬県民生委員・児童委員協議会

全国民生委員・児童委員連合会のホームページ 全民児連 で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ 互助共励 で検索

☆全民児連ホームページ関係者専用ページパスワード

20131201

